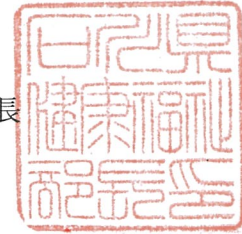


厚 第 5 7 2 号
令和7年11月12日

社会福祉法人四恩会
理事長 真田 穰治 様

石川県健康福祉部長



令和7年度障害福祉サービス事業者等運営指導の結果について（通知）

下記施設等の指導を令和7年7月1日に実施した結果、別紙事項については是正改善の必要があると認められるので通知します。ついては、現地で係員が指示した事項も併せ、所要の措置を講じてください。

なお、別紙事項のうち改善結果報告を要する事項については、改善したことを証する資料を添付のうえ、令和8年1月16日までに報告してください。

また、貴法人が運営する全ての事業所において確認を行い、必要に応じて改善を図ってください。

記

インクルしか

〃

〃

学び舎あい

指定就労継続支援B型事業

指定生活介護事業

指定短期入所事業

指定共同生活援助事業

（事務担当）

厚生政策課指導監査グループ

担当：野村

TEL 076-225-1413

FAX 076-225-1409

別紙

法 人 名	社会福祉法人四恩会
-------	-----------

改善結果報告を要する事項

(就労B型)

- 1 食事提供体制加算（平18厚告523別表第14の7注、平18障発第1031001号第二の3(5)㊿(準用第二の2(6)㊿))
おおむねの身長が分かっている場合には、必ずBMIの記録を行うこと。

(共同生活)

- 2 秘密保持等（平18厚令171第213条(準用第36条第3項)、平24条例53第201条(準用第37条第3項))
個人情報の提供に係る同意書において、同意日の記載漏れが見受けられたので改善すること。
- 3 衛生管理等（平18厚令171第213条(準用第90条第2項第2号)、平24条例53第201条(準用第92条第2項第2号))
感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

厚 第 9 4 5 号
令和7年10月20日

社会福祉法人四恩会
理事長 真田 穰治 様

石川県健康福祉部長



令和7年度障害福祉サービス事業者等運営指導の結果について（通知）

下記施設等の指導を令和7年9月22日に実施した結果、別紙事項については是正改善の必要があると認められるので通知します。ついては、現地で係員が指示した事項も併せ、所要の措置を講じてください。

なお、別紙事項のうち改善結果報告を要する事項については、改善したことを証する資料を添付のうえ、令和7年12月22日までに報告してください。

また、貴法人が運営する全ての事業所において確認を行い、必要に応じて改善を図ってください。

記

キッチンクラブおしみず

指定就労継続支援B型事業

（事務担当）
厚生政策課指導監査グループ
担当：野村
TEL 076-225-1413
FAX 076-225-1409

別紙

法 人 名	キッチンクラブおしみず
-------	-------------

改善結果報告を要する事項

- 1 契約書（社会福祉法第77条、平18障発第1206001号第十二の3(2)（準用第三の3(1)））
利用契約書において、契約期間の末日が記入されていない事例が見受けられたため、記入が可能となった段階で速やかに日付を記入すること。
- 2 個別支援計画（平18厚令171第202条（準用第58条）、平18障発第1206001号第十二の3(2)（準用第四の3(7)））
 - (1) 6月ごとの計画の見直しにおいては、個別支援会議は原則として利用者本人が同席した上で行うこと。
 - (2) 6月ごとの計画の見直しにおいて、個別支援計画に変更がない場合でも利用者から同意を得たことが分かるよう記録を残すこと。
- 3 欠席時対応加算（平18厚告523別表第14の9注、平18障発第1031001号第二の3(5)⑬（準用第二の2(6)⑩））
欠席した利用者に対して行った相談援助の内容を漏れなく記録すること。

厚 第 1490 号
令和 8 年 1 月 2 6 日

社会福祉法人 四恩会
理事長 真田 穰治 様

石川県健康福祉部長



令和 7 年度社会福祉法人等指導監査の結果について（通知）

貴法人の一般監査を実施した結果、別紙事項については是正改善の必要があると認められるので通知します。

ついては、現地において係員が指示した事項も併せ、所要の措置を講じてください。

（ 事 務 担 当 ）
厚生政策課指導監査グループ
TEL 076-225-1413
FAX 076-225-1409

別紙

社会福祉法人名	四恩会
---------	-----

改善結果報告を要しない事項

- 1 決議に係る特別利害関係人の存否の確認（社会福祉法第45条の9第8項、第45条の14第5項）

評議員会及び理事会の決議に際し、当該決議について特別の利害関係人の存否を確認すること。

- 2 評議員選任・解任委員会の招集（評議員選任・解任委員会運営細則第6条）

評議員選任・解任委員会の招集は、理事会の決議に基づき理事長が行うこと。

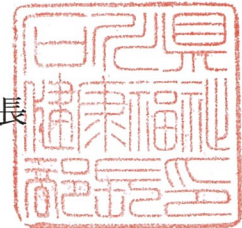
- 3 契約事務（経理規程第72条、第73条）

契約金額が100万円を超える場合は、契約書を作成すること。

厚 第 1928 号
令和 8 年 3 月 3 1 日

社会福祉法人 四恩会 理事長 様

石川県健康福祉部長



令和 7 年度社会福祉施設指導監査の結果について（通知）

下記施設の運営状況を書面により確認した結果、別紙事項については是正改善の必要があると認められるので通知します。

については、別紙事項に対し、所要の措置を講じられるようお願いいたします。

記

今浜苑（障害者支援施設）

（事務担当）

石川県健康福祉部厚生政策課

指導監査グループ

TEL 076-225-1413

別紙

社会福祉法人名	四恩会
---------	-----

改善結果報告を要しない事項

(今浜苑)

1 就業規則（労働基準法第 15 条、同法施行規則第 5 条）

労働基準法施行規則の改正に基づき、パートタイマー就業規則第 4 条（労働条件の明示）の明示すべき項目を修正すること。

様式第2号(第6条、第10条関係)

健 福 第 1385 号
令和8年2月27日

社会福祉法人 四恩会
理事長 真田 穰治 様

かほく市長 油野 和一郎

指定特定相談支援事業者等に係る指導（監査）結果通知書

令和8年2月18日に社会福祉法人 四恩会が運営するライフクリエートかほくの実地指導（監査）を実施した結果につきまして、下記のとおり報告します。

記

- ☐ おおむね良好に実施されていると認められたので通知します。
現地で指摘した事項については、所要の処置を講ずるとともに、今後とも適正な運営に努めてください。
- ☒ 別表指摘事項については是正改善の必要がありますので、所要の措置を講ずるとともに、この通知を受けた日から30日以内に改善状況報告書（様式第3号）を提出してください。
 - 1 「運営規程と重要事項説明書」に記載されているサービス提供時間帯と実際の相談支援専門員の就労勤務時間帯の不一致については、矛盾のないような運用で改善をしてください。諸たる手続き（※理事会開催）等により改善に時間を要する場合は、改善状況報告書（様式第3号）に改善に向けた予定計画を記載し提出したうえで、改善完了後改めて改善状況報告書（様式第3号）の提出をしてください。
 - 2 利用契約書の契約期間末日の記載もれについては、利用者・利用者家族への説明のもと令和7年度新規契約者から適切な対応を行い、また過去からの利用者の方については可能なかぎり定期面談の機会等を通じて契約期間の末日の説明（※例 説明資料等による）を行ってください。

別表

			事業所名	社会福祉法人 四恩会 ライフクリエートかほく
			種類に○	○指定特定相談支援事業者
				○指定障害児相談支援事業者
番号	指摘事項			参考基準等（ある場合）
1	運営規程や重要事項説明書に記載されているサービス提供時間帯よりも前に、相談支援専門員のタイムカードにおける退勤がされている場合があった。			・総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
2	利用契約書の契約期間の末日の記載がなかった。			・総合支援法に基づく指定計画相談の事業の人員及び運営に関する基準